# 事　業　委　員　会

令和４年６月１０日（金）

# 事　業　委　員　会

日　　時　令和４年６月１０日（金）午前１０時００分開会－午前１１時２５分閉会
場　　所　役場３階　第二委員会室

出席委員　谷地委員長、辻下副委員長、奥野、中原、反保、竹原、出口

傍聴議員　坂原、道工

出席理事者　田代町長、
中口副町長
松岡副町長
奥都市整備部長
川端まちづくり戦略室長兼町長公室長
西総務部長
相馬財政改革部長
栗山総務部理事兼財政改革部理事
吉田都市整備部理事
寺田総務部企画地方創生監
奥田都市整備部副理事兼土木下水道課下水道担当課長、
佐々木都市整備部副理事兼建築課長
新保産業観光促進課長
小坂土木下水道課土木担当課長兼二国推進課長
内山財政改革部副理事兼財政改革課長

案　　件
（１）付託案件について

（２）その他

（午前１０時００分　開会）

谷地委員長　皆さん、おはようございます。ただいまから事業委員会を開会します。

本日の出席委員は７名、欠員は１名で、欠席はゼロです。

理事者については全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより事業委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定願います。

また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催します。よろしくお願いします。

まず、委員会に先立ちまして、ちょっと私のほうから少しごあいさつをさせていただきたいので、少しお時間をいただければと思います。

皆様、このたびは私のような若輩者に委員長という大役を任せていただき、本当にありがとうございます。うれしい反面、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。微力ながら、委員会の円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、初めにお諮りします。

ただいま連絡を受けました傍聴許可申出に対して許可したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

谷地委員長　傍聴を許可します。

それでは、引き続き進めたいと思います。

６月８日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案１件の審査を行います。

それでは、議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

また、私が質疑・討論するときは、副委員長に委員長の職務を代わっていただき、委員長席のまま質疑・討論することをご了承願います。

議案第３５号「令和４年度岬町一般会計補正予算（第３次）について」、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

新保課長。

新保産業観光促進課長　令和４年度岬町一般会計補正予算（第３次）のうち、当委員会に付託された案件についてご説明いたします。

委員会資料の１ページをご参照ください。

１７府支出金、３委託金、林業水産業費委託金といたしまして２７万８，０００円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、大阪府が整備管理を行う近畿自然歩道の草刈りや清掃などの維持管理については、大阪府から委託を受け、本町が業務委託を実施しておりますが、令和４年度から委託範囲が拡大したことに伴い、予算の増額を行い、歳出予算の林業総務費に充当するものでございます。詳細については、歳出でご説明いたします。

谷地委員長　内山副理事。

内山財政改革部副理事　続きまして、２０繰入金、１基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして１２４万１，０００円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、今回の補正予算の編成に伴い、財源調整を行うものでございます。

以上、当委員会付託分計といたしまして１５１万９，０００円の増額補正を行うものでございます。

谷地委員長　新保課長。

新保産業観光促進課長　続きまして、歳出についてご説明いたします。

資料２ページをご参照ください。

６農林水産業費、２林業水産業費、林業総務費といたしまして２７万８，０００円を増額補正するものでございます。

３ページの図も併せてご参照ください。

内容といたしましては、大阪府が整備管理を行う近畿自然歩道の草刈りや清掃などの維持管理について、本町は大阪府から当該業務を受託し、町内事業者に維持管理業務を委託する予定としております。大阪府において、令和２年度から３

年度にかけて、横手地区から和歌山県境に至る箇所の整備を完了したことに伴い、維持管理の範囲が拡大したことから、委託料の増額を行うものでございます。

次に、８土木費、４都市計画費、みさき公園整備費といたしまして１２４万１，０００円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、新たなみさき公園の事業契約の締結に向け、事業者から提案のありました公園計画に対して、学識経験者の専門的見地を反映させるために、必要な経費を補正するとともに、みさき公園の用途地域の見直しに係る経費について補正を行うものでございます。

まず、学識経験者に係る必要な経費につきましては、事業契約の締結に向けて優先交渉権者から提出された公園計画が本町の業務要求水準書を満たしたものになっているか確認するなど、必要な協議を行い、公園計画として承諾させるもので、大変重要な作業となることから、その過程において専門的知見を有する学識経験者による検証や意見をお聞きして進めていきたいと考えており、当該学識経験者への報償費等について増額補正するものであります。

次に、用途地域の見直しに係る経費につきましては、現行のみさき公園用地は都市計画法に定める用途地域が第２種住居地域となっておりますが、建築基準法に規定する用途地域内の建築制限により、園内にある野外ステージが不適格建築物となっております。このことにつきましては、令和２年１２月補正によりご承認いただき、令和３年度に用途地域変更のための検討書を作成し、現在大阪府と継続した協議を進めているところであります。また、現在取り組んでいる（仮称）新たなみさき公園整備運営等事業における事業者からは、集客機能を有する公園施設を新設する事業提案がなされたところであります。

このような状況を踏まえ、新たなみさき公園ににぎわいと集客性を備えた公園機能を高める施設の整備が行える近隣商業地域への変更を行うため、みさき公園区域の用途地域の見直しに必要な支援業務等に係る経費を増額補正するものでございます。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳出合計１５１万９，０００円を増額補正するものであります。

谷地委員長　ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

反保委員。

反保委員　この林業水産業総務費で少しお聞きいたします。

前回も町長にお聞きしたのですけれども、この件で町長はテレビで出演されていました。その近畿自然歩道、その割には知名度が、岬町の住民の方には知名度が低いと思うのです。その中で、清掃委託料が２７万８，０００円計上されています。ありますけれども、これは岬町の財産区各地区に７名いて２１名ございますが、この財産区の２１名の方が総動員して、この清掃業務に草刈りに努力されるのか、あるいは、もうこれは業者に渡して、そのまま財産区の方は我々と同じように、もう見ているだけ。そうではなく、２１名の財産区の方が草刈りに毎週水曜日に見回りということで現場へ行かれていますけれども、こういった方を総動員して、岬町の自然歩道の部分を業務にかかれば、もっともっと知名度も上がり、そういう方から情報発信をして、もっと大きな形でいろいろ情報展開ができていくのではないかと思っているのですが、いかがなものでしょうか。

谷地委員長　新保課長。

新保産業観光促進課長　反保委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、ご質問の中にございました今回の委託業務に関する委託先でございますけれども、それは財産区かどうかというところがありましたが、こちらにつきましては、町内の事業者に委託を行っておるところでございまして、財産区のほうにお願いしているという形ではございません。そちらが、まず一点でございます。

それと、財産区の活用というお話もございましたけれども、担当課のほうにおいても、そういったお話ということで承らせていただきまして、検討させていただけたらなと思っております。ただ、こちらの事業につきましては、大阪府からの受託事業になっておりまして、大阪府が整備管理を行っておるというところもございますので、また、この点については大阪府のほうにも共有させていただきまして、今後また検討していければなと思っております。

谷地委員長　西部長。

西総務部長　財産区を担当しております総務のほうからも補足させていただきたいと思います。

財産区さんの役割というのは、所有する財産の管理をするのが役割になっております。今回のこの自然歩道なんですけども、こちらのほうについては、確か財産区の所有する財産のエリアではない部分が指定されておりますので、財産区と

の関係ないエリアで財産区の管理委員が活動というのは基本的にはできませんので、今、議員おっしゃられるような財産区の委員を活用してということは、少し難しいのではないかと思います。

谷地委員長　新保課長。

新保産業観光促進課長　先ほど反保委員のご質問の中で、ＰＲのお話もあったと思うんですけれども、そちらの答弁のほうがもれておりましたので、補足して行わせていただきます。

近畿自然歩道につきましては、都道府県が中心になって整備を行っておるものでございまして、近畿を中心とした２府７県で整備が進められておるもので、大阪府が主体となり、町と連携して取組を進めていただいております。しかしながら、まだまだ町内において地元住民の方についても十分周知できてないというところにつきましては、私どもとしても、もっと知っていただくような啓発活動なりを検討していく必要もあると思いますので、こちらにつきましても、大阪府のほうと情報共有させていただきまして、どのような取組ができるか、検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

谷地委員長　よろしいでしょうか。

反保委員。

反保委員　今回、私の質問の言いたいことは、この自然歩道、もっともっと身近な、せっかく岬町の中に通っているわけですから、もっともっと身近な自然歩道になったらいいなと思っております。だから、町長がジェイコムに出たときには、結構な反応はあったのです。町長が出ている。そんな自然歩道があったのだなって。だから、見ている方は自然歩道自体初めて知った方が結構おられて、しかも町長がその場所に立っている。アシスタントの人と一緒に出演されている。結構な反応がありました。

だから、こういう自然歩道が身近なところにあるということは、財産区の方自体が発信されたら、もっともっといいなと、自分で思っているだけです。淡輪、深日、多奈川、結構岬町を代表するそういった方が山仕事に入っているわけですから、そういった方が結構な情報の提供者になり得ると。そういうふうに自分では、そういう身近な感覚で思いましたので、そういう自分自身の発想ですけれども、そうでなければだめとか、そういうことではなく、情報を提供して、もっと

もっと身近な自然歩道の場所になったらいいなと、そのように思っているので、そういう発言をさせていただきました。

谷地委員長　奥野委員。

奥野委員　まず、先ほど反保議員が言われた近畿自然歩道の委託料の件で、この今回清掃・草刈りの距離を合計しますと、結構３キロ以上の距離になっているのですけれども、この２７万８，０００円で委託料が十分賄えるものなのか。まず、それをお聞きしたいと思います。

谷地委員長　新保課長。

新保産業観光促進課長　奥野委員のご質問にお答えいたします。

今回の業務委託料の算出に当たっては、本町と大阪府のほうで実施箇所についての協議を行った上で、大阪府において必要な積算を行い、算出しておるものでございますので、町としては妥当であると考えております。

谷地委員長　奥野委員。

奥野委員　それで賄えるなら結構ですけれども、結構距離が３キロ以上に及んでいるので。それは、結構です。

それと参考に分かればデータを教えてほしいのですけれども、さきほど反保議員も言われたように、この自然歩道のハイキングに来られる方は、今まで年間でどれぐらいか、そんなデータはありますか。あれば参考に。どれぐらいの方がハイキングに来られているのかというのを、参考に教えてください。

谷地委員長　新保課長。

新保産業観光促進課長　こちらの実際に訪れておられる方っていう人数の集計までは、私ども手元にはないんですけれども、また大阪府に確認しまして、この周辺を訪れている方がどれぐらいいるかなど、データがないかというのは一度確認させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

谷地委員長　奥野委員。

奥野委員　それは結構です。

下のみさき公園の整備の件で確認させてください。先ほど新保課長からも用途変更の内容も少しお話、説明いただいておりましたけれども、少しまだ分かりにくいところがあるので、事前に野外ステージであるとか、建築基準法的なことがあるので、もう既に何か協議されているようなお話が、説明があったかと思うの

ですけれども、もう一度その辺り、もう少し詳細にお話しいただけたらありがたいと思うのですが。

谷地委員長　新保課長。

新保産業観光促進課長　奥野委員のご質問にお答えさせていただきます。

用途地域の変更につきましては、令和２年度の１２月補正予算でもご承認いただいたところでありまして、その辺りの経緯について、ご説明させていただきます。

まず、みさき公園エリアの用途地域の変更につきましては、このエリアを都市公園としての機能向上とにぎわい集客拠点として目指し整備するという方針から、より有効活用を図れる現在の用途地域である第２種住居地域から近隣商業地域へと変更することを目的といたしまして、先ほど申し上げた令和２年１２月補正予算でご承認いただきました。

その後、当該予算を令和３年度に繰越しを行いましたが、新型コロナウイルス感染症の影響などによりまして、当初募集から参加資格を有した応募事業者がなく、再募集を行いまして、本年３月に優先交渉権者が決定するなど、想定以上の時間がかかっているという背景がございます。

そういった中で用途地域の変更につきましては、事業者の提案内容も踏まえ、その必要性を検討する予定としておりましたので、令和３年度においては、ようやく用途地域変更の必要性を検討できる段階となりましたので、用途地域変更検討書という書類を作成いたしまして、大阪府との事前協議に必要な基礎資料を作成したというのが、令和３年度までの状況になっております。

今回の補正予算につきましては、今後用途地域の変更手続に必要な素案の作成、素案に対する意見照会、改正原案の作成、大阪府との同意協議、岬町都市計画審議会での決定など、諸手続がございますので、それら業務を支援する、こういった内容となっております。

谷地委員長　奥野委員。

奥野委員　説明いろいろとありがとうございます。細かいことはよく分からないですけれども、こういう大阪府に当然申請書類は出される、都市計画審議会的なものに出されると思うのですが、そういうのってすごく時間がかかるように我々イメージがあるんですけれども、もう既に１年以上もいろいろと取り組んで進んでいただ

いていると思うのですが、これは別に、我々来月臨時会で議会には提案されると聞いているので、それは別に、別途でそれが許可になってからでなくても、それは別の審議になるということですかね。用途地域が変更になってからでなくても、先に議会に提案されるのもオーケーだということになってくるのですか。その辺り、時間的なものがどうなのかと思っていまして。

谷地委員長　新保課長。

新保産業観光促進課長　先ほど奥野委員のご質問にお答えさせていただきます。

今後のみさき公園に係る議会での議決事項につきましては、事業契約の締結のときに議決をお願いする形になってくると思いますので、そのときに、議会のほうに議案を上程させていただく形になると思います。

谷地委員長　奥野委員。

奥野委員　それは分かっているのですけれど、その今言われているこの用途変更が最終許可になっていなくても、別にそれは関係ないということだけの確認だけなのですが。

谷地委員長　吉田理事。

吉田都市整備部理事　ただいまの奥野委員の質問にお答えさせていただきます。

ご心配いただいてるところは、用途地域の変更時期とみさき公園の整備時期が前後しても大丈夫かとのご質問かなと思うんですけども、その辺も含めて大阪府と事前協議を行っていまして、公園整備は、これから公園計画を確定させて、そして実施設計に入っていきますので、建築業務についてはまだまだ先になると思いますので、並行して進めながら、その時期に間に合わせられたらという形で進めておりますので、大丈夫です。

奥野委員　分かりました。もう１点だけ、すみません。

谷地委員長　奥野委員。

奥野委員　それで、学識経験者報償費とあるのですが、これは確か５人でしたかね。５名分ですね。

谷地委員長　新保課長。

新保産業観光促進課長　ただいまの奥野委員のご質問にお答えいたします。

学識経験者につきましては、ＰＦＩの審査を行っていただきました学識経験者５名に加えまして、その際に建築の関係でも１名学識経験者の方からご意見いた

だいてますので、合計６名の方からご意見いただく予定としております。

谷地委員長　ほかに質疑ございませんか。

出口委員。

出口委員　近畿自然歩道のことで、私詳細は分からないのですけれども、この近畿自然歩道というのは、これはもう府所有地ばかりなのか、私有地も含まれているのか、その辺はどうですか。

谷地委員長　新保課長。

新保産業観光促進課長　出口委員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの近畿自然歩道につきましては、地元の所有者の方のご協力やご理解をいただいて整備されておるものでございますので、私有地が含まれておるという状況になっております。

谷地委員長　出口委員。

出口委員　そのことで、ある方から私のほうに陳情が入っていまして、その私有地の歩道にベンチを置いたり、その所有者に了解も得ずにベンチを置いてあって、その方が府のほうにクレームを出したようですが、２週間が経ってもその返事がないということで話があったので、確認させてもらいました。これはもう多分１か月半ほど前の話ですが、それはどんな解決方法ができていますか。

谷地委員長　新保課長。

新保産業観光促進課長　出口委員のご質問にお答えいたします。

近畿自然歩道の整備維持管理に当たりましては、地元の皆様からご協力いただきまして進めておるところでございまして、整備等行う場合は町も大阪府と連携して進めています。大阪府さんのほうがその所有者の方にご説明に上がって、一定説明した上で事業を行わせていただいておるというのが基本的な進め方でございます。

ただ、今回のそのケースにつきましては、事前のご説明が十分至らなかった部分があると私どもも聞いておりまして、その後、大阪府から、所有者の方にはご説明に伺っていただいたと聞いております。ただ、今後こういったことがないように、大阪府とは緊密に連携を図りながら、また皆様、地元の方のご協力を仰いでいますので、そういったところにも十分ご説明できるような形で、担当課としても進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

谷地委員長　よろしいですか。

吉田理事。

吉田都市整備部理事　ただいまの出口委員のご質問に関連して、新保課長が答えたところ以外で、タウンミーティングでもそういうご意見をいただきまして、我々としましてはそういうご意見をいただいたときには、すぐに大阪府の担当部署に連絡をしています。大阪府も、すぐに所有者さんに連絡をとって丁寧な説明をしていただいておりますので、今後におきましても、もしそういうご質問を聞かれるなどの機会がありましたら、私どもに言っていただければ、大阪府に連絡させていただいて、対応してもらいますので、よろしくお願いいたします。

谷地委員長　ほかに質疑。

竹原委員。

竹原委員　私も近畿自然歩道のことで１点だけ。この地図に、３ページの地図に見させていただくと、詳しいルートが載っておりました。草刈り、一遍にできないというか、順に進めていかれると思うのですが、本日この補正予算が通ったら、いつ頃草刈りをされるかというのが分かっていたら、草刈りが済んだら一回歩いてみようと思う観点から、教えていただければと思います。

谷地委員長　新保課長。

新保産業観光促進課長　竹原委員のご質問にお答えいたします。

近畿自然歩道の草刈りや清掃につきましては、例年２回実施しております。時期につきましては、毎年８月と１０月。この２回に実施しております。

竹原委員　了解いたしました。そして、もう一点ございまして、みさき公園整備費のことで、先ほどから学識経験者、その報償費ということで、５名プラス１名の６名でいうことでしたが、以前から出てきていただいていると思いますが、経歴といいますか、その６名の方のおおよその、どういう分野の方であったかということをおさらいさせていただければと思います。

谷地委員長　新保課長。

新保産業観光促進課長　ただいまの竹原委員のご質問にお答えいたします。

まず、学識経験者ですけれども、ＰＦＩ事業者選定委員会の５名の学識経験者で構成されておりまして、その経歴でございますけれども、まず、大阪府立大学の下村教授は景観でありますとか、ランドスケープのご専門となっております。

次に、和歌山大学の大浦教授は、観光分野がご専門となっております。次に、和歌山大学の岸上教授は、食農分野がご専門となっております。次に、板谷弁護士は、町の顧問弁護士となっておりまして、法律分野がご専門となっております。その次に、前田委員は公認会計士で、財務分野がご専門となっております。また、ＰＦＩ事業者選定審査委員会には、建築分野をご専門とされている先生がいらっしゃいませんでしたので、大阪工業大学の教授にご意見をいただくという形で進めております。

竹原委員　了解しました。

谷地委員長　ほかに質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員　近畿自然歩道清掃委託金に関わってお尋ねいたします。

先ほど来の質疑や答弁をお聞きしておりまして分かったこともあるのですけれど、私もこの金額ですね。２７万８，０００円という府からの支出金で年に２回ということですが、追加される範囲でいいますと、２，６００メートルということかと思って見ていまして、それが妥当なのかどうか。その積算の根拠といいますか、その点について、もう少し詳しくお聞きしたいというのが１つ目であります。

それで範囲について、町と府とで協議をして決めたということなのですが、委員会資料３ページの範囲を図面で示していただいていますが、この新たに追加された範囲というのは、何というか、端から端までという状況にはなっていませんよね。この追加されていない範囲については、どこが清掃や草刈りをなさるのか。その点についてもお聞きしたいと思います。

それから、その業務の中身なのですが、資料によりますと清掃・草刈りというふうにされている部分と、草刈りだけとなっている部分とあるのですけど、よく分かりませんで、範囲によっては清掃が必要ないと判断されるのか。その辺りのことについてもお聞きしたいと思います。

それで、この３ページの図で四角で囲んで追加という説明が加えられているのですが、単純な見方のことなのですけれども、特に注釈がありませんので確認するのですが、改めて聞くのは、この点線、破線で記してあるところが近畿自然歩道と位置付けられているところかと見ているのですが、その追加の一番左側の清

掃・草刈りのうち長さが２００メートルと書いている意味がよく分からなくて、内というのはどういう意味かと思ったりして見ているのですけれども、図についても少し説明をいただきたいと思います。

近畿自然歩道に関わっては、それだけかな。説明をお願いします。

谷地委員長　新保課長。

新保産業観光促進課長　中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、１点目の積算の根拠でございますけれども、こちらにつきましては、まず、数量と単価を算出しまして、それに諸経費を加えたもので積算しております。数量につきましては、清掃や草刈りの延長に幅員と回数を乗じて算出しております。清掃につきましては、延長掛ける幅員掛ける回数に単価を乗じたもの、草刈りにつきましては、幅員の幅が若干違っておりまして、清掃の幅員は２．５メートルで草刈りの幅員は２メートルという形で算出しております。単価につきましては、清掃が１メートルにつき４円で、草刈りが２１円となっておりまして、これらを基に積算いたしますと、今回増額補正させていただいた内容になってくるというところが、積算根拠の説明でございます。

次に、追加されていない範囲につきましては、今回、整備箇所をうち３か所追加しておるんですけれども、それ以外の部分で草刈りや清掃が行われていない部分っていうのが該当します。まず、ページの右側の孝子地区と記載された箇所から草刈りＬ＝８００と記載された箇所に至る区間では、草刈りや清掃は行われていない区間となっております。こちらは孝子の森の利用者なども通行しておりまして、大阪府との現地確認の結果、歩道周辺に草木の繁茂も少なく、清掃の必要性も低いところでございまして、草刈りや清掃は行っていないところです。

次に、２か所目が資料の中央部分の稲倉池から右側の部分でございます。この区間も大阪府との現地確認の結果、他の箇所に比べて歩道の両側に草木の繁茂が少ない状況でございまして、草刈りや清掃は行っておりません。

次に、３か所目は資料の左側の和歌山県境付近ですが、町道西畑線になっておりまして、アスファルト舗装されておりますので、草刈りや清掃は行っていない状況です。

本事業の実施区間につきましては、例年の草刈りや清掃の実施状況を踏まえつつ、大阪府と現地確認を行い決定しておりますが、限られた予算で進めておりま

すので、全てには対応できない状況です。しかしながら、地元等からの要望や、現地確認の結果、必要性が認められるような箇所につきましては、大阪府と協議して追加するなど、適宜見直しを行っていきたいと考えております。

次に、清掃と草刈りの実施に関する基準でございますが、草刈りは、歩道両側の草刈りっていうのが中心になっております。登山道やハイキングコースは通行に支障がないように維持管理することが最も重要でございますので、草刈りを中心に進めております。

次に、清掃を行う箇所は、現地確認して、以前にごみが捨てられていた箇所を中心に清掃を行っていただいております。やはりごみがございますと、新たなごみが次々と捨てられますので、以前の状況を踏まえながら、草刈り・清掃を行う判断基準としております。

次に、４点目の資料内の破線部分の箇所についてのお話なんですけれども、中原委員からご質問いただきましたように、この３ページの図の破線部分が近畿自然歩道として整備されている箇所になっております。この資料の中で孝子地区から和歌山県境まで近畿自然歩道が続いておりますが、この一番左端の追加、清掃・草刈りうちＬ＝２００メートルというところは、その中で必要性が認められるところの部分が記載されている形になってございます。

谷地委員長　中原委員。

中原委員　よく分かりました。もう少しお聞きするのですが、今の説明の中で３ページの図の清掃や草刈りが必要ないかと判断された部分ですが、これはどう言えばいいのか、四角で追加とされているものの、一番左からもう一つその隣、右側の一番広い範囲ですね。ここの間の説明が、先ほどおっしゃったアスファルト舗装がされていて、草刈りや清掃が必要ないかとおっしゃったのは、この範囲のことなのか。横手のところのことなのか。場所が聞いていてよく分からなくなりましてね。もう一度確認させていただきたいと思います。

それから、孝子地区に一番近いところに四角で囲んで草刈りとあるのですが、これは追加の範囲ではないということなのですね。追加とは書いていない。これはもう既に発注をされているもの、予算化されているものの範囲に入っていると。そこは結構です。理解いたしました。近畿自然歩道については、図の見方の一点が分からなかったので、もう一度重ねてお聞きしたいところです。

それから、新たなみさき公園整備運営等に係る委託、委託ではないのかな。これはいくつかの項目がありますけれども、それについても引き続き、この場で聞いておきたいと思います。

委員会資料の２ページの一番下のところに、備考の中に４種類、１、２、３、４種類ですね、計上されています。それで、まず、１点目にお聞きしたいのは、学識経験者報償費の中身なのですが、先ほど来の質疑で、この１５万円という予算については６人分だということでいいのかと思って聞いていました。それで、過去にも建築関係の有識者がいないのでということは、議会の中で確認をさせていただいていたところですので、それが必要になるということなのだと思って聞いていたのですけれども、これは、回数は何回ぐらいの会議を開くということを想定しておられるのか。それから、時期についてもお聞きしたいと思います。

それから、その次にある普通旅費１０万６，０００円。これは何の普通旅費に充当されるお考えなのか、お聞きしたいというのと、高速道路使用料というのも追加されているのですが、２万５，０００円。これはどういうお金なのか、計画をお聞きしたいと思います。

それから、新たなみさき公園に係る都市公園区域用途変更支援業務委託料ということなのですが、これは説明のとおり、２０２０年の１２月の補正のときに議会としては可決されて、私は反対をさせていただいたのですけれどね。そこから先、私がこのときに、反対といっても大反対ではないという言い方をして、懸念があるということで賛成はしないようにいたしました。

そのときの理由で主に挙げさせていただいたのは、この用途地域の変更が必要になるのは、不適格な建築物が既にあるということで、それは地域の変更は致し方ないのかと、区域変更は致し方ないのかと理解はしているのですけれども、やはり新たなみさき公園がどのようなものになっていくのかについて、住民の皆さんへの説明が十分でないと思うということで賛成はしなかったといういきさつがございますので、その点について、住民の皆さんに広く新しいみさき公園がどのようになっていくのか、十分に説明されたというように町としてはお考えか。その点をお聞きしたいと思っています。

それから、今後のスケジュールなのですが、もう既にスケジュールが後に、遅れてずれていっているということについては、一般質問の本会議場でもお伝えし

たところでありますが、これは重ねてお聞きしますけれども、６月中に一定の作業を済ませて、本会議場での答弁では６月中に一定の作業は済ませて７月に臨時会を開いて、事業契約の締結と指定管理者の指定を行いたいということでありました。

それは、そのとおり進みますかと、今聞いても多分そこを目指して頑張りますということだと思いますので、ここではお尋ねしませんが、重ねて申し上げるのは、無理のないように必要な時間をしっかりかけていただきたいと、ここでも申し上げるとして、その先のことなのですけれどね。ＰＦＩ事業者による本格運営の開始、公園施設整備事業の着手、この時期はいつとお考えなのか。

これまでに公開されている岬町のスケジュール感の資料としては、事業契約締結と指定管理者の指定を行った翌月に本格運営開始と公園施設整備の事業着手というように、１か月後にそのようになるというように書いているのですが、それから類推しますと、７月に臨時会を開いて一定の議決を得たということになった場合、８月から施設整備の事業着手ということになるのかと思っていまして、今その先行開園を行っている関係で、それが入っていただけなくなると、住民の皆さんとの関係や遊びに来られている方との関係で言いますとね。そこの時期がどうなるのかということが気になって、お聞きしますけれども、その事業着手ですね。実際工事が始まるということなのかと思っているのですけれども、それとの関係で範囲内、公園の敷地内に入れなくなる時期がいつなのかお聞きしたいと思っています。

谷地委員長　新保課長。

新保産業観光促進課長　中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、１点目のこの３ページの図の件でございますけれども草刈りの範囲でＬ＝１９００というところがあるかと思うんですけれども、こちらにつきましては、横手のほうから甲山のほうに入っていく地区になっておりまして、その辺りが追加して整備されたので、追加されております。

また、その横の今回草刈りとか清掃を行わない部分は、先ほども申し上げたとおり、町道西畑線の部分になっておりますので、こちらは草刈り・清掃を行わないという内容になっております。

谷地委員長　吉田理事。

吉田都市整備部理事　ただいまのご質問は、Ｌ１９００とＬ５００の間と、Ｌ１９００と左側のうちＬ２００の間の説明がわかりづらく少し混乱しているので、もう一度説明をと言われたと思うんですけども、先のところは府道部分で、左側の長いところは、町道西畑線の部分になると思うんです。このようにそれぞれ管理範囲が空いているところというのは、道路管理者などそれぞれに管理者がいてるところだと思うんですね。孝子地区からの最初のところは林道でありますし、孝子の森の方々も管理もしてくれてますところは大丈夫だろうと。その先が山の中へ入っていくところで現場確認したところ、ここは草刈りが必要だねと。そして稲倉池までの間は、水道のタンクがあって、広域水道事業団が管理する部分になっていると思うんですね。

しかしながら、稲倉池から横手へ出ていくところについては、これまでは横手自治区の方々でボランティアで草刈りやっていただいてたんですけども、そこは高齢になってきてっていうご相談をタウンミーティングでいただきまして、前年度から交渉してたところそこが今回追加されたところとなります。

そこを出てきて、横手の地区から三輪神社までは府道になってて舗装されてますので、ここは大阪府が管理するだろうと。そこから、また山の中へ入っていくんで新規区域として追加されてます。この区域の中には、和歌山側のボランティアの方がきれいに清掃してくれてるところもあり、そういったところは除き積算されてると思うんですよね。

そして、その先の町道の西畑線は私どもの町道管理者が管理していく部分になってまして、そこからまた山の中へ入っていき、うち２００となってるのは、どうしても草刈りが必要だねっていうところで、新保課長から説明あったと思うんですけども、そういった流れで実際に現場を歩いて協議してやってきたところです。なお、阪南市から孝子までの区間は、当初予算で予算化されていまして、今回は令和３年度に整備が終わって、作業が遅れた部分を補正予算で追加でお願いしてるっていうような状況でございます。

谷地委員長　これでよろしいですか。続いて回答お願いします。

新保課長。

新保産業観光促進課長　次に、みさき公園の報償費の関係のご質問があったかと思いますので、ご説明させていただきます。

こちらにつきましては、先ほどご説明しましたとおり、６名の学識経験者を対象といたしまして報償費をお支払いさせていただく予定としております。回数につきましては３回の打ち合わせを予定しているところでございます。時期につきましては、現在優先交渉権者のほうと協議を進めております公園計画の進捗に併せて、学識経験者の先生方にご意見を聞いていくというところでございます。

次に普通旅費の内容でございますけれども、こちらにつきましては、目的としては２つございまして、まず、先ほど申し上げました学識経験者、こちらに対する旅費でございます。これが委員６名に対して３回分となっております。それと併せて、もう一つ私ども担当職員が大阪府と用途地域の変更に関する協議、こういったものを進めていく必要がございますので、これについての出張旅費というふうになっております。こちらにつきましては、４人掛ける９回で計上しております。

高速道路使用料の内容につきましては、みさき公園の用途地域の変更に伴う大阪府との協議、公園計画の策定や事業契約の締結に向けた優先交渉権者との協議、そういったものに加えて、みさき公園の整備に関し生じる法的な疑義、こういったものが今後出てくることが想定されますので、町の顧問弁護士に対して法律相談をかけていく必要があると考えておりまして、そういった場合の高速道路使用料となっております。なお、みさき公園に関する協議につきましては、幅広い分野の担当職員が横断的に携わる必要があると考えておりますので、自動車での移動を想定しておりまして、高速道路使用料という形で補正計上させていただいてるというところでございます。

その次のは、用途地域の変更の手続を進めていく中で、住民への説明のお話であったかと思うのですが、こちらにつきましては、みさき公園の協議に関する内容で公開できる内容は、全て町のホームページで公開し、議会でご説明し、また、タウンミーティングの場でご説明させていただいており、今ご説明させていただける範囲につきましては、議会をはじめ住民の皆様にもご説明させていただいております。

今後のスケジュールの部分は、本格運営、事業着手の時期が今後先行開園の部分にも関わってくるというところでのご質問だったかと思うんですけれども、こちらにつきましては、優先交渉権者との交渉を早期に進め、議会に上程できるよ

うな形で進めていって、早期に着手できるように進めていきたいなと考えております。時期につきましては、これまでもご説明させていただいているような形で６月中に事業契約に向けた手続を進め、令和６年４月の開園を目指して進めていってるところではございます。

谷地委員長　吉田理事。

吉田都市整備部理事　ただいまのご質問について補足させていただきます。

用途地域の変更の必要性のところで、令和２年１２月補正の辺りからのことを聞かれたと思うんですけども、変更の必要性は、そのときに申し上げてましたように、まずはみさき公園の中に南海さんが運営してた当時の野外ステージが残っており、これが都市計画法と建築基準法の中で制限がかかってしまっているので、新たなみさき公園事業者に提案を求めるのに、少し障害になるということで、募集要項にもそういう変更の考え方は持っているということを示させていただいてたというところで、用途地域変更の必要性から検討していったところでありますけども、さらに大阪府との協議の中で、新たな事業者がそのステージを壊すとなれば、別に変更の必要性はないわけですけども、それと併せて新たに提案してくる内容がどういう内容かにもよるという話もあり、新たな提案内容の中でもやはり第２種住居地域で残しとくよりは、今後のことを考えても集客機能も有する公園という町の考え方があるんだったら、近隣商業に変えていくべきだねというような話になってきました。

そういうことから、今大阪府との協議で３年度に繰り越した予算については、変更検討書という検討の結果、やっぱり変更が必要だよというような案を確定させていったところです。そして、今回補正予算でお願いしてる部分については、それをいよいよ本格的に変えるために必要な都市計画審議会を開いたり、いろいろな法律が絡んできますので、大阪府の各部署に協議・調整するために必要な費用としてお願いしてるものでございます。

次に、スケジュールの話がございました。スケジュールの話につきましては、私どもは、今、優先交渉権者が決定したということを最新の情報として公開させていただいておりますけども、スケジュールにつきましては、募集要項の中で示したものです。募集要項は、我々がＰＦＩ事業でプロポーザル方式で募集していくために必要な事項を載せてるものでありまして、ここに掲げたスケジュールは、

あくまでも予定としておりますし、これは事業者がその提案手続を進めていくうえでの必要な情報として示させていただいてるものであります。

そこをまずはご理解いただきたいと思うのと、もう一点、住民さんへの説明が行き届いてないというところもあったかと思うんですけども、我々はＰＦＩ事業としてやってますので、その中で必要な公表は行ってきているつもりでございます。そして、今までは選定審査委員会において、事業者さんが応募していただいて、選定審査委員会で優先交渉権者を決定するための動きをしてきております。まだ、我々はまだ契約まで持っていけてないわけですね。そういうところで、少しご説明もさせていただいたと思うんですけども、今はその事業者の応募内容についてとか、審査委員会が発表した内容については、その委員会であれば委員会の考え方、そして応募事業者は応募事業者の提案内容をまだ発表する段階じゃないということで、一般質問でもお答えさせていただいたんですけども、そういう時期だということをご理解いただきたい。

なお、事業契約書の中には、確定した事業スケジュールの記載がありますし、契約の段階において議会の皆様にご承認いただかなければならないこともございますので、そういうタイミングでは新たに必要な公表をしていきたいと考えております。住民のみなさんへのご説明につきましては、議会のご承認をいただいた後で、公表していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいなというのが、考え方でございます。

暫定開園の時期ですけども、暫定開園については、事業者が決定するまでの間ということで当初開園するときにご説明をさせていただいております。こうして、ただ暫定開園というので、いきなり事業者が決まったからストップするということではなくて、そこも事業契約してすぐに工事に入るかというと、そうではない可能性が高いと思われますので、そこは事業者と協議しながら、いつ頃という時期も決めさせていただいて、はっきりと決まったらお知らせさせていただきたいと思っているところです。

谷地委員長　中原委員。

中原委員　近畿自然歩道の清掃委託料については、改めてよく理解ができました。そうか、横手のここも府道なのですね。私、狭い道のほうだから町道なのかと勝手に思い込んでおりました。なるほど。理屈についてよく分かりました。

これ参考までに、町内事業者に委託をするということで、恐らく現在お願いしているところにプラスアルファでお願いするということになってというように想像しているのですけれど、委託先はもう決まって。

谷地委員長　吉田理事。

吉田都市整備部理事　すみません。さきほど府道と言いましたが、破線が少し細いほうの道に入っていますので、これは町道だと思います。訂正させてください。

谷地委員長　中原委員。

中原委員　やはりそうでしたか。いやいや、ああそうか、あそこは太い対向２車線のほうが府道で、その内側にもう一本細いのがあるじゃないですか。あそこは２つとも府道なのだと思っていたら、細いほうは町道だと。でも、管理については細いほうの道についても、特に委託が必要ないという実態にあるということは分かりますから、普段からこの地域の方も含めて、この細い道は、この細い道に沿ってもお家もあるし、耕作地に移動するような道であったりすると思うので、管理として特に追加して必要ないという事情は分かりました。

それで、今聞こうとしていたのは、委託先の事業者が決まっているのか。これから契約するから、それはここでは確認できないのか。委託先の事業者についてお聞きしたいと、参考までにと思っていたところです。お答えいただけるようならお願いします。

それから、新たなみさき公園づくりに関わって、いろいろとお答えをいただきました。まず、１点目の学識経験者への報償費ですが、３回打ち合わせを予定しているという言い方をしましたが、会議ではなくて打ち合わせなのでしょうか。何か細かいことが気になってしまって。一応、一旦審査選考委員会といいますか、それについては役割を終えたというのが現時点の段階だと思いますので、これを新たに始めていくというか、そんな長期にわたって必要な任務があるわけではないかとは思うのですが、これは何か会議なのですか、それとも打ち合わせなのですか。その辺りについてもお聞きしたいと思います。

それから、用途変更なのですけれども、先ほどの説明でありますと、月１回ぐらい、９回必要というように思っているとおっしゃいました。ということは、これは実際の用途変更が完了するのは、結構先のことと考えられるのか。この用途変更が完了すると思われる時期について、重ねてお聞きしたいと思います。

それから、今後のスケジュールのことなのですけれども、私はね、予定と書かれているのは理解していますし、遅れざるを得ない状況があるということも、それはいろんなことありますので、それは致し方ないと考えるのですが、それにしたって変更が多いと思っているということなのですよ。これ本会議でも言いましたけれどね。私は、これまでの議会でも今後のスケジュールどうなりますかということを何回も聞いてきて、本会議場で予定というようなことは、もちろんくっつけて答えていますが、その予定が変わったのなら変わったで、きちんと説明していただきたいと、いつも思ってきたのですよ。何が正解なのかというように、特にスケジュールについて、いつも思ってきましたので、この事業についてはね。

ですので、募集要項にも予定と書いているとかいうように言われてもね、いや、それならその予定と書いておいたら、いくらでも狂ってもいいのかと思ってくるわけですよ、こちらにしたらね。だから、変更したらしたで、きちんとやはりその都度お知らせをいただきたいと思います。特に、その議場でやりとりしていることなども含めてね。あまり、もうあんまり、そうですか。休憩動議が最優先ですから。もう少ししたら、私の言いたいことは終わりますけれど。

谷地委員長　中原委員、あともう少しって感じですかね。

中原委員　はい。

谷地委員長　それでしたら、そこまで一旦行きましょうか。

中原委員　構いませんか。なるべく早く終えます。

私の言っていることは、お分かりいただけると思うのですよ。ですので、今後この予定が、変更された場合の取扱いについては、この機会にお考えいただきたいと思うのですけれども、そこはいかがかお聞きしたいと思います。

谷地委員長　新保課長。

新保産業観光促進課長　中原委員のご質問、１点目から３点目についてお答えします。

まず、近畿自然歩道の委託業者ですけれども、これまでシルバー人材センターに委託してまいりました。

次に、学識経験者の打ち合わせのお話ですけれども、こちらについては会議を設置してという形ではなくて、個々にご意見をお伺いするという形を予定しております。

それと、３点目の用途地域の変更の完了の時期ですけれども、こちらにつきま

しては、おおむね６か月程度というお話は聞いておりますけれども、実際内容によっては、延びたりとかいうこともあるのかなというふうには考えております。

谷地委員長　吉田理事。

吉田都市整備部理事　最後のスケジュールの話ですけども、ですので、募集要項に示したスケジュールというのは、事業者に向けて提出してるものだというふうに、まずは認識していただきたいというところが１つと、あと、とはいうものの議会の皆様にはそういう審議もお願いしないといけないということで、各議会の中で少し遅れてるとか、いつ頃になりそうだとか、再募集しますとかいうようなことをお伝えしてきているところであります。それが十分ではないというご指摘であると思いますので、できるだけきちんと議会の皆様には説明できるようにしていきたいと思います。

谷地委員長　中原委員。

中原委員　学識経験者との打ち合わせのことは、なぜ打ち合わせという言葉を選ばれたのか意味が分かりました。個々に意見を聞くということになりますと、６人の方に、どういうことをなされようとしているのかよく分からないのでお聞きするのですけれどね。新たに１人加わって６人になるわけですが、この学識経験者の皆さんに、例えば書面を送っておいて、連絡をとり合って考え方をお聞きするとか、何かそういうことになっていくのか。今でしたら、例えばインターネットを使ってズーム会議みたいなこととか、するということなのか。どういうことをしようとしているのか。

それから、回数は３回とおっしゃって、この３回を終えるのはいつ頃の時期までに、この３回を完了させようとしているのか。これは主に用途変更に関わることについて意見を聞くということなのでしょうか。中身をもう少し教えていただきたいと思うのですが。

それから、委員長。休憩入れたほうが良かったら入れてくださいよ。

谷地委員長　回答いけますかね。

吉田理事。

吉田都市整備部理事　この報償費については、公園計画を確定させるために行うものであります。審査講評にいろいろな意見を書いていただいてるところもございますので、そういう意見を踏まえて公園計画を確定させたいというところから、各委員

のご指摘の部分について個々に意見をお伺いして進めていきたいというところが根拠となってございます。

谷地委員長　中原委員。

中原委員　なるほど。ということは、ほぼ１か月ぐらい、１か月、２か月もかからないぐらいの期間にするというイメージでいいですね。

谷地委員長　以上でよろしいですかね。はい。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

谷地委員長　とりあえず、これは討論まで、最後まで行きたいと思うので。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員。

中原委員　いろいろ聞かせていただいて、またお答えもいろいろいただいている中で、賛成しないというのは少し忍びない気持ちもあるのですが、前回と同じように、その用途変更に伴って、どういうみさき公園像ができていくのか。そこがやはり住民の皆さんにとって、とりわけ不明瞭な状況にあるのではなかろうかと。いろいろな説明をされているという努力は認めるところなのですが、先ほどの答弁の中でも、野外ステージが観覧場という位置付けになるので、今の用途指定されている第２種住居地域という位置付けでは問題があるというようなところに関わって説明いただきましたけれどね。それでは、野外ステージを取り壊すのかどうか。また、取り壊さないのか。その後どんなみさき公園が全体として形作られていくのかということについて、よく見えてこない部分がありますので、今回についても賛成というのは控えようと思います。

谷地委員長　竹原委員。

竹原委員　私、この委員会に付託された補正予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

主に２点ございまして、農林水産業の近畿自然歩道については、これは岬町のこの山の魅力を内外、町内・町外の方に知っていただくいい機会になるといったことがございます。昨今のこのハイキングブーム、まだまだ続きそうなことでございますから、しっかりと事業を進めていただく。草も刈っていただいて、安全

な通行をしていただけるといった面で賛成となります。

そして、またみさき公園のことに関しましても、住民からはいろいろな意見がタウンミーティング等でも聞こえましたが、やはりやっていただくのは事業者でございまして、事業者の契約する、この岬町と契約するのも長期にわたると思われます。できるだけ、その事業者の要望を聞いていく姿勢が必要と思っておりまして、その作業を担当部局が知恵を絞りながら、また大阪府などの機関と連携しながら進めていっていただけるということが明らかになりました。

また、選定委員会の各先生方の意見もしっかりと落とし込んでいくといいますか、疑義を明らかにしていくという姿勢は、岬町にとって前向きな話であると判断をさせていただいておりますので、賛成とさせていただきます。

谷地委員長　ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

谷地委員長　これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第３５号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

谷地委員長　挙手多数であります。

よって、議案第３５号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案１件については議了いたしました。

続いて、案件２、その他に入ります。

その他で、本委員会所管の事項で何かございませんか。

（「なし」の声あり）

谷地委員長　なしとのことですので、本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方、ご協力をお願いします。

これで事業委員会を閉会します。

（午前１１時２５分　閉会）

以上の記録が本町議会第２回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和４年６月１０日

岬町議会

委　員　長　　谷 地 泰 平